

消費生活出前講座

消費生活センターでは、悪質商法や契約トラブルなどの未然防止と消費生活に関する知識の普及を図るため、出前講座を実施しています。

消費生活センターの職員や消費生活サポーターが、地域のコミュニティセンター、学校、企業等に出向き、最近の相談事例を交えながら、手口や対処方法について分かりやすく説明します。

講師料や交通費はかかりません。また、休日や夜間の講座にも対応していますので、ぜひご活用ください。

【申し込み・問い合わせ】

置賜消費生活センター

☎0238-24-0999

☐警告メッセージ機能付き通話録音機を無料で貸出します

振り込め詐欺や悪徳商法について、高齢者の方の被害が深刻化しています。そこで、詐欺被害の防止のために通話録音装置の無料貸出しを行います。貸出し期間終了時には、アンケートを実施させていただきます、その結果を被害防止の啓発に役立てます。

振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。



- ▼貸出期間 7月上旬～12月下旬
- ※無料でご利用いただけます（特別な設置工事はありません）
- ▼対象 白鷹町にお住まいの65歳以上の方で、機器の使用に関するアンケートにご協力いただける方
- ▼申込締切 6月27日（月）

※貸出し可能数は2台です。応募多数の場合、事務局にて決定させていただきます。

【申し込み・問い合わせ】

町民課 暮らし環境係
☎85-6131

子育て支援住宅入居者を募集します



《間取り図》

- ▼所在地 白鷹町大字鮎貝7341番地
- ▼募集戸数 1戸（白鷹町外在住の方）
- ▼間取り 2LDK（寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室）
- ▼家賃 ○2子までを扶養する世帯 35,000円
○3子以上を扶養する世帯 30,000円
- ▼敷金 家賃の3ヶ月分

- ▼入居資格 白鷹町以外にお住まいの方で、次の条件を満たす方。
 - ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
 - ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が31万3000円を超えないこと。
 - ③自らが居住するために住宅を必要としていること。
 - ④市町村税を滞納していないこと。
 - ⑤暴力団関係者ではないこと。
- ▼期限付入所 1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- ▼募集期間 6月13日（月）～6月27日（月）午後5時まで（土日を除く）
- ▼入居者の決定 7月中旬（申込者多数の場合は抽選により決定します）
- ▼入居可能日 8月中旬
- ▼申込方法 平成26年分、平成27年分源泉徴収票の写し、住民票謄本、入居予定者全員の最新の所得課税証明書、市町村民税納税証明書を準備のうえ、建設水道課管理係までお申込みください。
- ▼問い合わせ 建設水道課管理係
☎85-6140